

岩沼市特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

岩沼市特別敬老祝金支給条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第1号中「以上」を削る。

第3条第1項の表中

99歳の者		50,000円
100歳以上の者	ア 市内に継続して住所を有する者で、その期間が5年以上（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4及び第20条の6に規定する養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第86条、第94条及び第107条に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所に住所を有し、入所又は入院していた期間を除く。）である者	100,000円
	イ アに該当する以外の者	50,000円

99歳の者		10,000円
100歳の者	ア 市内に継続して住所を有し、その期間が5年以上（老人福祉法（昭和38年法律第133号）	50,000円

を

	第20条の4及び第20条の6に規定する養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第86条、第94条及び第107条に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所に住所を有し、入所又は入院していた期間を除く。）である者	
	イ アに該当する以外の者	10,000円

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。